

恩 給 法(大正十二年四月十四日) (別表抄)

(注・平成二十三年法律第五十六号による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十二条第三項の規定により、公務傷病年金の重度障害の程度及び加算額はこの別表の定めるところによることとされている。)

第一号表ノ二 (第四十九条ノ二関係)

重度障害ノ程度	重 度 障 害 ノ 状 態
特 別 項 症	<p>一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動力全ク不能ニシテ常時複雜ナル介護ヲ要スルモノ</p> <p>二 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ</p> <p>三 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ</p> <p>四 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ</p>
第 一 項 症	<p>一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動力著シク妨げラレ常時介護ヲ要スルモノ</p> <p>二 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癱シタルモノ</p> <p>三 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ</p> <p>四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型カ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ</p> <p>五 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得サルモノ</p> <p>六 肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ</p> <p>七 膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ</p>

重度障害ノ程度	重 度 障 害 ノ 状 態
第 二 項 症	一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癪シタルモノ
	二 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ 弁別シ得サルモノ
	三 両耳全ク聾シタルモノ
	四 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈 瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ発シタルモノ
	五 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ
	六 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ
	七 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第 三 項 症	一 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動カ著シ ク妨ケラルモノ
	二 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ一・五メートル以上ニ テハ弁別シ得サルモノ
	三 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型カ非広汎空洞型 ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ當時中等度ノ安静ヲ 要スルモノ
	四 呼吸機能ヲ高度ニ妨クルモノ
	五 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常 生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモ ノ
	六 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク妨クル モノ
	七 肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
	八 膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

重度障害ノ程度	重 度 障 害 ノ 状 態
第 四 項 症	<p>一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ</p> <p>二 両眼ノ視力カ視標○・一ヲニメートル以上ニテハ 弁別シ得サルモノ</p> <p>三 両耳ノ聴力カ○・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ 解シ得サルモノ</p> <p>四 両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シ カラサルモノ</p> <p>五 腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ</p> <p>六 足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ</p>
第 五 項 症	<p>一 心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動カ著シク 妨ケラルモノ</p> <p>二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ</p> <p>三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ〇・五メートル以上ニ テハ弁別シ得サルモノ</p> <p>四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型カ不安定非空洞 型ニシテ病巣ガ活動性ヲ有シ當時軽度ノ安静ヲ要ス ルモノ</p> <p>五 呼吸機能ヲ中等度ニ妨クルモノ</p> <p>六 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活活動ニ於 テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ</p> <p>七 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等度ニ妨ク ルモノ</p> <p>八 一侧総指ヲ全ク失ヒタルモノ</p>

重度障害ノ程度	重 度 障 害 ノ 状 態
第六項症	<p>一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ</p> <p>二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ</p> <p>三 脾臓ヲ失ヒタルモノ</p> <p>四 一侧拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ</p> <p>五 一侧総指ノ機能ヲ廢シタルモノ</p>

右ニ掲クル各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲クル各症ニ準シ之ヲ査定ス

レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ル

第二号表（第六十五条関係）

重度障害ノ程度	金額
特 別 項 症	第一項症ノ額ニ其ノ十分ノ七以内ノ額ヲ加ヘタル額
第 一 項 症	五、七二三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第 二 項 症	四、七六九、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第 三 項 症	三、九二七、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第 四 項 症	三、一〇八、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第 五 項 症	二、五一四、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第 六 項 症	二、〇三三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額

此ノ表ノ下欄ニ掲グル額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス